

令和8年度 大津市立日吉台小学校いじめ防止基本方針

はじめに

児童が一人の人格として尊重され、夢と希望を持って、健やかに成長してくれることが、学校・家庭・地域を含めたみんなの願いです。そこで、本校では、下記の教育目標のもと、5つのめざす子ども像を設定し、人権の合言葉として「笑顔満開」を掲げ取り組んでいます。

教 育 目 標

知・徳・体の調和のとれた心豊かでたくましく生きぬく子どもの育成

めざす子ども像

- 1, ひとり立ちするやる気のある子ども
- 2, よく考え進んで学ぶ子ども
- 3, 自然や人を愛する子ども
- 4, だれとでも仲よく助け合う子ども
- 5, いつも明るくたくましくがんばる子ども

キーワード：

『笑 顔 満 開』

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。それゆえ、いじめの問題への対応は学校を含め社会全体における最重要課題となっています。

いじめから全ての児童を守るためには、教職員一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。

そこで、本校では、すべての児童が安心して安全に学校生活を送ることができるように、いじめ防止に向け、子どもの最善の利益の実現を目指し、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」）や「大津市子どものいじめの防止に関する条例」（以下「条例」）に規定する「基本理念」に則り、市教育委員会をはじめ保護者の方、地域の方々、関係機関等と適切に連携を図りつつ、学校全体でいじめの「未然防止」および「早期発見」に取り組むとともに、本校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に「早期対応」すべく、いじめ問題に対する対策を進めます。

条例には、以下のような基本理念が定められています。

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こりうると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。

この基本理念に則り、日吉台小学校では、子どもの声や主体性を大切にしながら、地域社会全体で、いじめ対策に取り組んでいくことが重要であると考え、本校のいじめ防止基本方針を定めました。

全ての子どもたちが安心・安全に学校生活を過ごす事ができ、一人ひとりの笑顔が輝く学校づくりを進めるためにも、学校組織全体で、以降に示す取組を進めます。

目次

1	いじめ問題に関する基本的な考え方	3
	(1) いじめの未然防止	
	(2) いじめの早期発見	
	(3) いじめへの対処	
2	「いじめ対策委員会」の設置	9
	(1) 役割	
	(2) 構成員	
	(3) 関係する校内委員会等との連携	
	(4) いじめ事案対応フロー図	
3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	10
	(1) 基本方針、年間計画の見直し	
	(2) 基本方針、年間計画の公開・説明	
4	いじめ防止等に向けた年間計画	11
5	その他（資料等）	13

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要であると考えます。法では、「いじめ」を以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、このいじめの定義に基づき、「未然防止」「早期発見」「早期対応」に関する以下の内容について、組織的に進めます。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要です。

このため、本校では、すべての児童が、より良い人間関係を構築できるような態度を育むことで、いじめを生まない環境づくりを進めます。また、家庭、地域その他の関係者に対し、学校での取り組み内容を説明し、協力を求めることで、地域社会が一体となった取組を進めます。

取組の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく事であると考えています。学校のあらゆる教育活動の中で、すべての児童が自己存在感を感じ、自己決定の場を与えられ、共感的関係を育てる機会を設けることを大切にし、互いを認め合える人間関係・学校風土の醸成に努めます。加えて、児童自らがいじめについて学び、取り組む等の自主的・自治的な活動を積極的に支援し、児童一人ひとりが主役となる学校づくりも進めます。

そうした未然防止の取り組みについては、日常的な児童の行動の様子や欠席の状況を把握し、その状況に応じ、随時見直しを図ることで、より充実した取組を進めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ防止啓発月間を中心とした子ども主体の取組の推進	・ 運営委員の活動として、子どもたちが作成した本校人権標語「笑顔満開」と記したのぼり旗とたすきを掛けて、登校してくる子ども達に朝の挨拶をする。 ・ いじめ防止啓発月間には、いじめ防止に向けての取り組みを委員会で計画し実行する。

b	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	・年度初めに、日吉台小学校の人権標語「笑顔満開」を達成するための各学級のめあてを立てて教室に掲示し、一年間取り組む。
---	----------------------------	--

② 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめが許されないことを理解し、子どもの解決力を育むための教育の推進	・専門家等によるいじめ問題に関する授業を行う。 ・１２月に人権週間を設定し、人権標語を作ったり、全校集会を開いたりして人権について考える。
b	インターネット上のいじめ防止を含む情報モラル教育の実施	・全校児童を対象に、情報モラル教育を実施する。
c	相談することの大切さに関する啓発	・教育相談月間に行う面談前や学校スクールカウンセラーの紹介時に、相談することの重要性を伝える。
d	子どもの心を豊かにする道德教育の推進	・優しく思いやりのある温かい心を育む道德教育の充実を図る。 ・１１月の参観授業では、全学年で「生命の尊さ」、「親切」「思いやり」等に関する道德の授業を実施する。
e	自他ともに認め合う人権教育の推進	・特別支援学級担任による通常学級への出前授業など、人権や特別支援に関する授業を行う。 ・１１月末から１２月初めの１週間を人権週間とし、人権に関係した授業や標語づくりに取り組む。
f	分かりやすい授業づくり・子どもの存在や意見が尊重される学級づくりの推進	・ユニバーサルデザインを意識した教室環境を整えるとともに、主体的に学び合う授業への改善を行い、一人一人の子どもの考えや思いが大切にされる支持的な学級作りに取り組む。
g	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	・５・６年生を中心とした全校縦割り活動の企画・運営を年間通して実施する。（たてわり班での遊び、笑顔満開ウォークラリーなど）

③ 教員に対する研修・支援

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	学校いじめ防止基本方針の策定、保護者・地域への周知	・児童アンケートを毎月実施し、担任だけでなく必ず複数の教員で確認する。 気になることを記入している児童には、聞き取りを行って悩みを把握し、適切な支援につなげる。

b	保護者・地域に向けた子ども支援コーディネーター等学校への相談の呼びかけ	・ 6月と10月に教育相談を実施し、児童一人ひとりと担任、または、児童の希望に応じて担任以外の教職員と話をする時間を持つ。 ・ 必要に応じてスクールカウンセラーにつなぐ。
c	いじめ対策に関する校内研修の実施	・ 朝のあいさつ運動、下校時の見守り活動を校門で行う。 ・ 下校時に、教室から児童玄関まで担任が付き添い、児童玄関で担任が声をかけて送り出す。 ・ 休み時間や掃除の時間に、校内や運動場での児童の見守りを行う。
d	いじめ事案への対応体制の整備及びいじめ事案に対応する教員への組織的な支援の充実	・ コミュニティスクールの機能をいかし、地域、家庭、学校が連携する取組を進める。 ・ 学校だより、学年・学級だより、学校ホームページ等を通して、情報を発信する。 ・ 4月末と12月末に保護者との個別懇談会を実施し、指導にいかす。

④ その他（学校独自の取組）

取組目標
・ 「地域と連携した学校見守り活動」を6月より始め、掃除や昼休みの時間に、地域の方や保護者による児童の見守りを行う。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。そのようなことから、本校では、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から学校のいじめ対策委員会が中心となり積極的に対応します。

そのためには、多くの大人がアンテナを高くし、児童の小さな変化に気づく、鋭い観察力を高めることが必要です。このため、本校では、日頃から児童の様子をしっかりと見守り、教職員間で定期的に共有します。わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持って、いじめ対策委員会に対応について協議します。その上で、いじめを軽視することなく、事実関係に基づいて積極的に認知します。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立って行います。

また、児童または保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組みます。それとともに、児童または保護者が日頃からいじめについて相談しやすい雰囲気づくりに努めます。また、学校が家庭と緊密な連携をすることにより、学校と保護者との間の情報共有をし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。

加えて、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めるため、保健室や相談室の利用、関係機関の開設している相談窓口について広く周知するとともに、地域関係団体や保護者に対しても協力を求めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ等の早期発見のための定期的なアンケート調査の実施	・ 児童アンケートを毎月実施し、担任だけでなく必ず複数の教員で確認する。 ・ 気になることを記入している児童には、聞き取りを行って悩みを把握し、適切な支援につなげる。
b	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	・ 6月と10月に教育相談を実施し、児童一人ひとりと担任、または、児童の希望に応じて担任以外の教職員と話をする時間を持つ。 ・ 必要に応じてスクールカウンセラーにつなぐ。
c	教職員による校内及び校門等における見守り活動の実施	・ 朝のあいさつ運動、下校時の見守り活動を校門で行う。 ・ 下校時に、教室から児童玄関まで担任が付き添い、児童玄関で担任が声をかけて送り出す。 ・ 休み時間や掃除の時間に、校内や運動場での児童の見守りを行う。
d	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	・ コミュニティスクールの機能をいかし、地域、家庭、学校が連携する取組を進める。 ・ 学校だより、学年・学級だより、学校ホームページ等を通して、情報を発信する。 ・ 4月末と12月末に保護者との個別懇談会を実施し、指導にいかす。
e	「こころの健康観察」の実施	・ 毎朝、始業前に「心の健康観察」の入力状況を、担任を含む複数の教員で確認する。SOSを発信した児童に対しては即時対応を行う。その他は、入力状況に応じて、巡回時に声かけをしたり見守りを行ったりする。

② いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた様々な課題に関する情報の集約・情報共有	・ 週1回、子どもの情報交流会を行い、記録を残す。 ・ いじめの疑い事案発生時には、速やかに「いじめ対策委員会」を開催する。 ・ 必要に応じて臨時の「いじめ対策委員会」を開催する。

b	いじめの疑いの段階での翌課業日中の教育委員会への速報	・ いじめの疑いを把握した場合、子ども支援コーディネーター及び生徒指導主任、管理職に報告をする。 ・ 報告を受けて、速やかにいじめ対策委員会を開いて対応方針を検討し、教育委員会に事案を報告する。
c	保幼小中の連携や学年を超えた情報共有の推進	・ 次年度に入学する児童に関する情報を保幼から得る。入学後、保幼小連絡会を行う。 ・ 年2回小中生徒指導連絡会を行う。管理職・生徒指導主任が参加する。

③ その他（学校独自の取組）

取組目標
・ 「地域と連携した学校見守り活動」を6月より始め、掃除や昼休みの時間に、地域の方や保護者による児童の見守りを行う。

(3) いじめへの対処

本校では、教職員がいじめと疑われる場面を発見・通報を受けた場合には、一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員会を中心とした組織で対応をします。被害を受けた児童を守り通すとともに、教育的見地から、毅然とした態度で加害児童を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の形成に主眼を置いた指導を進めます。

例えば、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、教職員はその場でその行為を止めます。また、児童や保護者から、「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、被害を受けている児童や相談のあった児童の安全を確保します。

特に、インターネット上のいじめへの対応については、大津市および大津市教育委員会が作成している「インターネット上のいじめに関する対応マニュアル」に基づいて対応します。

いじめ対策委員会では、いじめの疑いがあった場合、直ちに情報を共有し、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。事実確認の結果は、校長が責任を持って大津市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡します。

なお、児童生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときや、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるとき、もしくは、指導を行ってもいじめ行為が止まないときなど、学校がいじめられている児童生徒を徹底して守り通すために必要と判断する場合は、所轄警察署等関係機関や、心理や福祉等の専門家と相談し、連携して対処を進めます。

このため、すべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、平素から関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめの対処

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	「いじめ対策委員会」の開催を通じた組織的な対応	・ いじめ対策委員会は、管理職、子ども支援コーディネーター、生徒指導主任、養護教諭、関係職員で組織し、事案の情報共有を行い、対応方針を決定する。
b	いじめ事案の解決に向けた対応（被害の子どもへの支援・加害の子どもへの指導等）	・ 事実確認、指導、事後の見守り、保護者連絡等、速やかに誠実に対応する。 加害行為を行った背景を探り、課題の改善が必要な場合、それに向けた支援を行う。
c	インターネット上のいじめへの対応	・ 事実確認、指導、保護者連絡等、速やかに誠実に対応する。また、情報が拡散しないための手立て等を早期にとる。
d	重大ないじめ事案が発生した際のアンケートや聴き取りによる適切な調査の実施	・ いじめ対策委員会で重大事案と判断した場合は、大津市教育委員会と連携しながら、アンケート内容を協議し迅速かつ適切に実施する。
e	いじめ事案に関する情報の適正な管理・保存	・ いじめ事案に関する文書を公文書として扱い、ロッカーに保管し、保存する。
f	いじめ事案が生じたときの保護者との連携	・ いじめ事案対応の原則に基づき、加害、被害両者に学校が把握した事実及び指導内容等を伝え、今後の支援や対応について共有する。

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第 22 条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。その役割等については、以下のとおりとします。

(1) 役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- エ) 児童や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う
- オ) いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- カ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ケ) P D C A サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

(2) 構成員

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、主幹教諭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーとします。

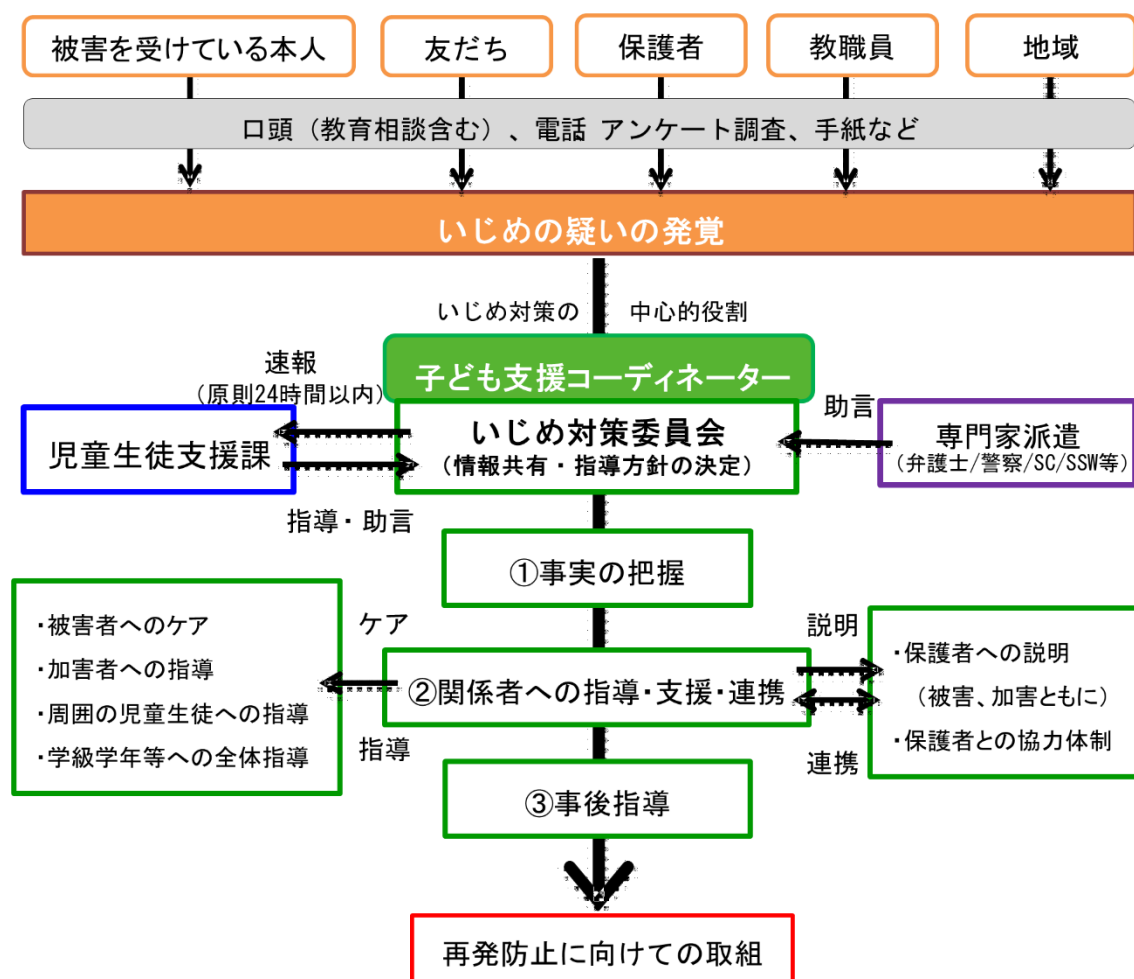
なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官（もしくは警察官 O B）・教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

(3) 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導委員会、教育相談部会、人権教育部会等と役割分担し、連携して取り組みます。

(4) いじめ事案対応フロー図



- (2) 学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況の評価等を協議するため、「拡大いじめ対策委員会」を設置します。

その構成員は校長、教頭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事等の学校教職員の他、PTA会長、自治連合会会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員等の学校関係者とします。

3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、目標の達成状況（活動実績）を自己評価し、その結果について年度末に大津市教育委員会へ報告しています。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

(2) 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組	備 考
4	学習参観 (④) 個別懇談会 (②) 1年生を迎える会 (①) キラキラさんチェック (②)	・児童会中心の活動 ・いじめに関わる対応の研修
5	C・S 学校運営協議会 (④) 日吉学推会議 (①・④) リレーカーニバル (①・④) 保幼小連絡会 (①・④) キラキラさんチェック (②)	
6	音楽発表会 (①・④) 教育相談月間 (②・③) 児童会主体の朝のあいさつ運動 (①) 全校たてわり活動 (①) 学校公開 (④) 日吉学推会議 (①・④) 特別支援学級担任による人権教育等にかかる授業 (①) キラキラさんチェック (②)	・高学年が中心のたてわり班での活動
7	スマホ・ケータイ安全教室 (①) 学級懇談会 (④) 子どもを語る会 (①)	
8	いじめ問題に関する校内研修会 (①・②・③) 日吉学推会議研修会 (①) C・S 学校運営協議会 (④)	
9	学校公開 (④) キラキラさんチェック (②) 弁護士による出前授業 (①・②・③・④)	
10	パフォーマンスフェスティバル (①・④) C・S 学校運営協議会 (④) キラキラさんチェック (②)	
11	校内たてわり活動 (①) 児童会主体の朝のあいさつ運動 (①) 道徳授業参観 (①・④) 日吉学推会議 (①) キラキラさんチェック (②)	・高学年が中心のたてわり班での校内での活動 ・道徳の授業参観の実施

1 2	人権週間 (①) 笑顔満開ウォークラリー (①) 個別懇談会 (④)	
1	キラキラさんチェック (②) 子どもを語る会 (①)	
2	学級懇談会 (④) 小中連絡会 (①・④) 日吉学推会議 (①) C・S 学校運営協議会 (④) キラキラさんチェック (②)	
3	卒業を祝う週間 (①) 保幼小連絡会 (①・④)	・5 年生主体による卒業生への感謝の気持ちを表す活動
年間を通じて	校門前での登下校指導 (①・②) 下駄箱チェック (①・②) いじめ対策委員会 (①・②・③) 清掃指導 (①・②・④) スクールカウンセラーの相談活動 (②・③) 生徒指導部会 (①・②・④) 職員会議 (児童理解) (①・②・③) 生徒指導だよりの発行 (①)	・児童会の運営委員会中心に「三重丸のあいさつ」「自分から、元気に、笑顔で」を目標に活動する。

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④